

市街化調整区域に居住する者のための集会所

市街化調整区域に居住する者のための集会所について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 定義

集会所とは、市街化調整区域に居住している者のコミュニティ活動を促進するための集会所で、他の施設と併用されないものとする。

2 許可基準

(1) 設置者

市街化調整区域内の自治会等が設置するものであること。なお、維持管理についても、設置者自ら永続的に行うものであること。

(2) 土地

既存の集落内又はそれに隣接する土地であること。

(3) 予定建築物の高さ

予定建築物の高さは、10メートル以下であること。

3 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

4 その他

(1) 開発区域内に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる十分な駐車場等が設けられていること。

(2) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境と調和したものであり、高齢者、身体障害者等円滑に利用できるよう配慮すること。

(3) 開発区域及び近隣の潤いある環境を高めるため、積極的な緑化に努めること。

(4) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下水のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成14年4月5日から施行する。(平成14年4月5日第1回議決)

附 則

この基準は、平成16年5月17日から施行する。(平成16年4月22日第2回議決)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づ

く申請とみなす。

(平成19年11月1日第4回議決)